

令和4年度 第2回静岡市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 日 時

令和4年10月21日（金） 19時15分～20時30分

2 場 所

駿河区役所 3階 大会議室

3 出席者

（委員）櫻井委員、瀧委員、西尾委員、望月委員、中村知子委員、田辺委員、
井上委員、稲垣委員、鈴木委員、隅倉委員、紅林委員、木村委員、
中村眞澄委員、大檐委員、堀川委員

（行政）地域包括ケア推進本部次長 繁田

4 事務局

保健福祉長寿局 地域包括ケア推進本部 地域支え合い推進係

葵福祉事務所高齢介護課

駿河福祉事務所高齢介護課

清水福祉事務所高齢介護課

5 傍聴者

0人

6 報告事項

（1）令和3年度居宅介護支援事業所への委託・紹介率報告について

事務局：資料1-1～3、説明

櫻井会長：

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問、ご意見がありましたらお願いします。

堀川委員：

中山間地において、居宅の数が少ないことが委託率が低い理由なのか、もし、他に理由があれば教えてほしい。単価が安く、受けられないということも背景にあるのか、教えてほしい。手順の改正について、圏域内で積極的に受けるのが前提とあるが、その前提が問題だったのではないか。

事務局：

委託率が低いセンター、山間地以外のセンターについてですが、プランナーと言って、プランを作ることを専門にしている職員を法人独自である雇っているセンターもあります。その場合には、本来業務を行うセンターの職員にプラスされて配置されておりますので、包括が直営で持っても、そこまで本来業務を圧迫しない状況になっているセンターもあります。そして、要支援と要介護で単価が違います。本部だけでは判断しきれない部分で、今後、介護保険課とも話をしていきたいと考えております。

そして、改正案についてです。元々この手順は平成 26 年度に作られました。その当時に地域包括支援センター運営協議会での議論を経て作成をしています。その当時は、圏域内に限っても問題ないだろう、と策定をされておりますが、今現在、年数が経つにつれて対象となる高齢者人口も増えていく中で、あの圏域内の居宅介護支援事業所だけでは賅えないという状況になっている、とセンターから聞き取っております。圏域外に依頼できるように変えれば全てが解決するか、というと難しい状況であります。しかし、できるところから解決を図っていき、効果や、残された課題を見直し、センターとともにより良い方法を探っていきたいと考えております。

櫻井会長：

そのほか、ご質問、ご意見ございますか。中村委員、お願いします。

中村委員：

改正案について、居宅介護支援事業所は毎月 1 回すべてのセンターに連絡票を送付するのか。現在も他圏域から電話で依頼が来るが、今後、それは全くなくなるのか。

事務局：

現在、居宅介護支援事業所は、圏域内のセンターへ連絡票を提出していますが、例えば、別の圏域も受けられるという場合には、別の圏域のセンターへも状況連絡票を送っても良い、ということです。

中村委員：

居宅介護支援事業所が一部委託を受けるセンターを選択することは、公平中立を保つことができるのか。

事務局：

センターが守るべき公平中立は、あくまでも利用者にとっての公正中立です。センターの職員が専門的な視点で情報提供をしつつ、手順に沿って対応することで公平中立が保たれると考えています。

井上委員：

本人希望が 36%とあるが、感覚としては多い気がするが、実際にそうであるのか状況を知りたい。

事務局：

本人希望の中には、センターが居宅介護支援事業所の特徴などを情報提供することで、一覧表の中から本人または家族が選ぶことも本人希望としています。また、本人や家族の希望を聞き取り、その希望から居宅介護支援事業所の情報を提供することも本人希望としています。

井上委員：

紹介手順に沿わない紹介数が多いが、すべてがガン末期等の特別な理由なのか。

事務局：

そのような病状などを理由にしたものと、圏域外へ委託したケースも紹介手順に沿わな

ったケースとして計上しています。

毎月の聞き取りの中で調査をしております、恣意的なところはないと考えております。

櫻井会長：

次に地域ケア会議について事務局から報告があります。

事務局：資料2説明

櫻井会長：

ありがとうございました。ご報告に対してのご質問等がございましたら、委員の皆さん、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

鈴木委員：

医療介護連携事業で、スーパーバイザーがいますが、地域ケア会議に参加していると思います。これはこの中のリストの中にはありますか。

事務局：資料2-1のⅡにあります「医療・介護・福祉SV」と記載されているのが、スーパーバイザーの件数です。

櫻井会長：

続きまして、令和3年度収支報告について、事務局より方に説明をお願いします。

事務局：資料3説明

櫻井会長：

令和3年度収支報告について説明がありました。質問等がありますでしょうか。

瀧委員：

令和2年度と令和3年度収支が2年連続赤字のところもあります。要は、受託法人が赤字になるということでしょうか。

事務局：

収支の中で一番大きい支出は人件費となります。ベテラン職員がいることで、人件費が嵩むことや、長年勤めた職員が退職して退職金が発生することもあります。そういったことも要因になっていると考えております。

櫻井会長：

ほかに、ご質問はありますか。

堀川委員：

これを見ますと委託費が全部▲でマイナスとなっています。昨年、令和2年の収支の内訳を見てみると、委託費の内訳がこの合計でマイナス9500万で、令和3年度が3700万のマイナスです。一方、ケアプランの収支の内訳は、昨年が1億3800万、今年度が1億5千万のプラスとなっています。

3年連続でマイナスのセンターは、服織包括、八幡山包括、港南包括、松原包括です。どのように支援をしていくのか。

事務局：

委託料の積算の仕方としては、平成28年から平成30年の全ての包括職員の給与の調査を

行い、職種ごとに平均値を出しております。それを基に委託用の積算しております。
ケアプランの収支について、過去の厚労省の事務連絡をご説明します。地域包括支援センターは委託費で運営しております。人件費や事務費などを積算しているのですが、ケアプランにて収入が発生することで、利益を2重に受け取る仕組みになってしまうため、ケアプランの収入においては、純利益の部分を差し引いた数字が積算の金額となっています。
支出の内訳について、エアコンの修理やパソコンのシステムの入替えがあったなど、いろいろな事情から、赤字や黒字に影響が出ているのが現状です。

櫻井会長：

それでは、続きまして、令和5年度以降の人員配置についてについて事務局より説明があります。お願いします。

事務局：資料4説明

櫻井会長：

これについて何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

3か所に1名新たに配置されるということです。質問がございませんので、次の議題に進みます。

令和5年度地域包括支援センター運営業務受託法人選定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料5説明

櫻井会長：

ありがとうございます。プロポーザル実施についてのご説明がありましたが、質問、ご意見等ありましたら、よろしくをお願いします。

井上委員：

選定の基準の中で、すでに地域包括を運営している法人が点数的には有利になることはあるのでしょうか。

事務局：

特にそのようなことはありませんが、ノウハウがあるため、計画を立てるのに有利ということはあるかと思えます。

前回の令和3年度のプロポーザルの時にもそういった傾向があったと思います。

井上委員：

なぜ、そういう質問したかという、あと前回の募集の時に、独立した事業所を探したいという問い合わせをいただき、その事業所を探していたのですが、その社会福祉法人さんが、今、手を上げている社会福祉法人を見ると、勝てないのではないかと、基礎点が違うから勝てないということを聞きました。非常にやる気がある社会福祉法人でしたが、断念したいということで、結局、その不動産を探すことは断念されました。そういうことがあったので、そういう質問をさせていただきました。

事務局：

受託したことがある法人に点数がプラスされるという項目はありませんが、業務経験がある職員がいるかどうかの項目はあります。

なぜなら、業務の中で全く経験者がいないと、地域づくりやケアマネジャーの支援などの相談業務を4月1日からやっていただくことになるので、対応が難しいことも予測されるからです。

櫻井会長：

他にご意見ありますが、はいよろしく願いしました。

瀧委員：

盈進会は、もともと5年の契約であったのに、1年半で継続が難しいということですが、令和3年度のプロポーザルの時の評価はどうでしたか。評価項目の4番や6番の点数はどうでしたか。

事務局：

過去にこの評価がどうであったか、資料はありません。申し訳ありません。その当時にプロポーザルで選ばれたのですが、その当時は長期の契約でなく、単年ごとの契約でした。そこで、一度、選定されているということがあり、令和3年度の長期契約になる際に、引き続きお願いするということになりました。

最初に業務をお願いした時には、条件を揃えてやりますということでありました。

井上委員：

こちらの医療法人さんは、城西地区の地域包括も運営されてますが、城西は、特に問題なく継続されるということでしょうか。

事務局：

城西地域包括支援センターは、継続して人員を揃えて、万全の体制で来年度はやっていくということです。継続して5年間やっていただくようになっております。

櫻井会長：

11月24日が応募の締め切りですが、昨今の状況を見ると、人の確保はすごく大変になってきている状況があります。例えばその段階までで手上げがなかった場合には、募集期間を延長することはありますか。

事務局：

手上げがなかった場合には、選定の方法を検討することになると思います。

櫻井会長：

色々なご事情があろうかと思いますが、なんとか決まることを望んでおります。

それでは以上で、議題は終了になりますが、全体を通して委員の皆さんから何かご意見、ご質問はいかがでしょうか、

中村委員：

現在、包括がシズケアかけはしを利用できる状況だと思いますが、居宅介護支援事業所との書類のやり取りについて、シズケアかけはしを利用してできないでしょうか。1人のお客さ

んのことので 3 回包括へ足を運ばないとならない状況なので、このことをシズケアかけはしを利用して解決できないでしょうか。業務の見直しにはなると思うので、ぜひそちらを進めていただけたら、と願っております。

事務局：

現在、ケアマネット協会にご相談しながら前に進めている最中ですので、また、決定次第、皆様にもご報告させていただきたいと思います。

櫻井会長：

他にはいかがでしょうか。それでは、本日の議事を終了させていただきます。